

熱気球日本選手権制度

(目的)

第 1 条 この制度は、熱気球日本選手権順位を決定し、競技を通じて航空スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(実施規定)

第 2 条 日本選手権の実施概要は次のとおりとする。

- (1) 日本選手権は、国際航空連盟（以下「FAI」という）スポーツコード、一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）の定める安全飛行規定、熱気球競技規定及びその他の規定に基づいて、日本航空協会及びこの法人が公認する唯一の選手権制度である。
- (2) 日本選手権は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に一回のみ行われるものとする。この法人は、日本選手権が成立するように努力しなければならない。
- (3) 予定された日本選手権が中止、または、実施された日本選手権が無効となった場合でも、再度その対象年度の日本選手権は実施されない。

2 日本選手権の実施手順は次のとおりとする。

- (1) 日本選手権は、この法人もしくはこの法人の承認した団体が実施する。
- (2) 日本選手権は、実施年度の前年度 6 月末迄に立候補した主催者があった場合、その主催者の中より選考する。
- (3) この法人は、実施年度の前年度 7 月末までに実施の概要を承認しなければならない。また、この法人の登録パイロットに告知しなければならない。主催者は詳細内容を開催予定日の 30 日前までに参加予定パイロットに告知しなければならない。
- (4) スポーツ委員会は、日本選手権の実施内容の詳細を開催予定日の 30 日前までに審査しなければならない。審査の結果、公平性、安全性等を欠くことが予想される場合、スポーツ委員会は実施予定内容の改善指導を行う。
- (5) 日本選手権の日程には次の内容を含むものとする。
 - ①大会参加受付
 - ②大会運営、競技規定の質疑応答を行うゼネラル・ブリーフィング
 - ③2 飛行、3 タスク以上競技飛行ができる競技飛行日程
 - ④表彰式
- (6) 日本選手権には、国際気球委員会（CIA）の発行する標準競技規定（AXMER）をガイドラインとして使用する。また、競技オブザーバーの使用は、主催者の自由とする。

3 日本選手権の主催者は、この法人の承認が得られた場合に限り、競技に参加する気球機体数の制限を行うことができる。ただし、制限を行う場合、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 主催者は、日本選手権の開催申請時に、制限の内容・制限数などをこの法人に提出し承認を受けなければならない。但し、30 機未満の機数制限は行ってはならない。
- (2) 日本選手権者のタイトル保持者には、そのタイトル防衛の権利を与えられる。
- (3) 気球機体数の制限が行われた場合、日本選手権に参加を希望するものはその前年の NRS ランキングの成績によって上位から出場権を与えられる。

4 日本選手権の成立には、有効なタスクが 2 飛行かつ 3 タスク以上行われることとする。

(参加規定)

第 3 条 日本選手権への参加資格は次のとおりとする。

- (1) この法人の発行する有効な熱気球操縦士技能証を所持していること。
- (2) 日本航空協会の発行する有効な FAI スポーティング・ライセンスを所持していること。
- (3) 熱気球操縦士技能証取得後、機長として 50 時間以上の飛行経験を有すること。
- (4) 20 機以上熱気球の参加した競技会で 3 飛行以上の経験を有すること。
- (5) 過去 2 年以内にこの法人の公認する大会もしくは日本選手権で大会役員を務めた経験を有すること。
- (6) NRS 登録をしていること。

2 日本選手権で使用する熱気球は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) FAI スポーティング・コードによって熱気球と分類されたもの。
- (2) この法人に登録され、有効な登録証及び耐空証明を有する熱気球。
- (3) 日本以外に常駐する機体で、この法人と同等以上とスポーツ委員会が認めた国外の機関に登録された熱気球。
- (4) 競技主催者の定める有効な第三者賠償（対人、対物を含む）保険に加入していなければならない。

（表彰）

第 4 条 この法人は、日本選手権に参加した競技者の総合結果において優秀な成績を修めたものを、次の内容で表彰する。

- (1) 最も優秀な成績を残した競技者を対象年度の「日本チャンピオン」として表彰し、楯と表彰状を授与する。また、この法人所有の「日本選手権優勝杯」に競技者の氏名と対象年度を記載してその栄誉を讃える。この「日本選手権優勝杯」は、1992 年 11 月に大岩正和氏より贈呈されたものである。
- (2) 日本選手権の優勝者は、次の日本選手権まで自己の責任において「日本選手権優勝杯」を保管することができる。ただし、この場合、次の日本選手権の開始日まで、自己の責任においてこの法人の指定する場所に返還しなければならない。
- (3) この法人は、日本選手権に参加した選手の中で、総合結果の 2 位から 10 位に表彰状を授与する。
- (4) この法人は、日本選手権に参加した選手の中で、総合結果で最も優秀な成績を残した新人選手を対象年度の「ルーキー・オブ・ザ・イヤー」（新人賞）として表彰し、楯と表彰状を授与する。「ルーキー・オブ・ザ・イヤー」の対象となる選手は、次の要件を満たしていなければならない。
 - ① 日本選手権の対象選手であること。
 - ② 該当する日本選手権の競技開始日の前日から起算して 3 年以内にこの法人の発行する熱気球操縦士技能証を取得した選手もしくは初めて日本選手権に参加する選手でなければならない。ここでいう熱気球操縦士技能証は、その選手に初めて発給されたものを対象とする。
 - ③ この賞を一度受賞した選手は、以後「ルーキー・オブ・ザ・イヤー」の対象になることはできない。

附則

この制度は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。